

川崎市議会議会局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成29年1月16日
28川議庶第2152号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、職員の心と身体健康の保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の活用等を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第8条の規定に基づき、川崎市議会議会局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下、「局推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、議会局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、議会局総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、局推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(局推進本部会議)

第5条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 局推進本部の庶務は、議会局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

議会局総務部担当課長（広報・報道担当）
議会局総務部庶務課長
議会局総務部庶務課担当課長〔政務活動費〕
議会局議事調査部長
議会局議事調査部議事課長
議会局議事調査部政策調査課長